

提出書類一覧表

- 印：全員提出
- △ 印：対象者がいる場合に提出
- ☆ 印：対象者が特別認定（扶養手当を受給しない者）の場合に提出

提出書類 区分	組合員					被扶養者				⑪ 組合員証・被扶養者証		
	① 資格取得届（転入届書）	② 年金加入期間等報告書等	共済年金（老齢・障害）の受給権者※1		⑤ 事実上の任用存続に係る任命権者の申立書	⑥ 資格喪失届（退職届書・転出届書）※3	⑦ 被扶養者の認定申告書	配偶者 (20歳以上60歳未満の場合必要) ※4			⑩ その他、種別及び続柄に応じた添付書類	
			③ 再就職届書	④ 年金証書（原本）				⑧ 国民年金第3号被保険者関係届	⑨ 年金手帳等、基礎年金番号の判る書類の写			
資格取得	新規資格取得	○	○					△	△	△	☆	
	再取得	○	○	△				△	△	△	☆	
	転入（他共済から）	○	○	△	△			△	△	△	☆	
	転入（他支部から）	○	○	△				△	△	△	☆	○ 前支部の分
資格喪失	退職						○					○
	転出（他共済へ）						○					○
	転出（他支部へ）						○					新しい支部に提出する
その他	組合員番号変更											○
	空白期間の資格継続						○ 教育庁・ 県立学校 等※2					

※1 いずれかの共済組合が支給する老齢または障害年金を受給している場合に提出のこと。

※2 教育庁職員・県立学校職員・市町村費支弁の幼稚園教諭・県立大学職員等については所属所長による申立書を提出のこと。
市町村立学校については教育事務所長からの申立てにより資格継続の確認を行うため、所属機関からの提出書類はなし。

※3 退職後、任意継続組合員制度への加入を希望する者は、別途申出及び掛金納付の手続きが必要となる。

※4 組合員本人が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者にはならない。（関係届および基礎年金番号の分かる書類の提出は不要）